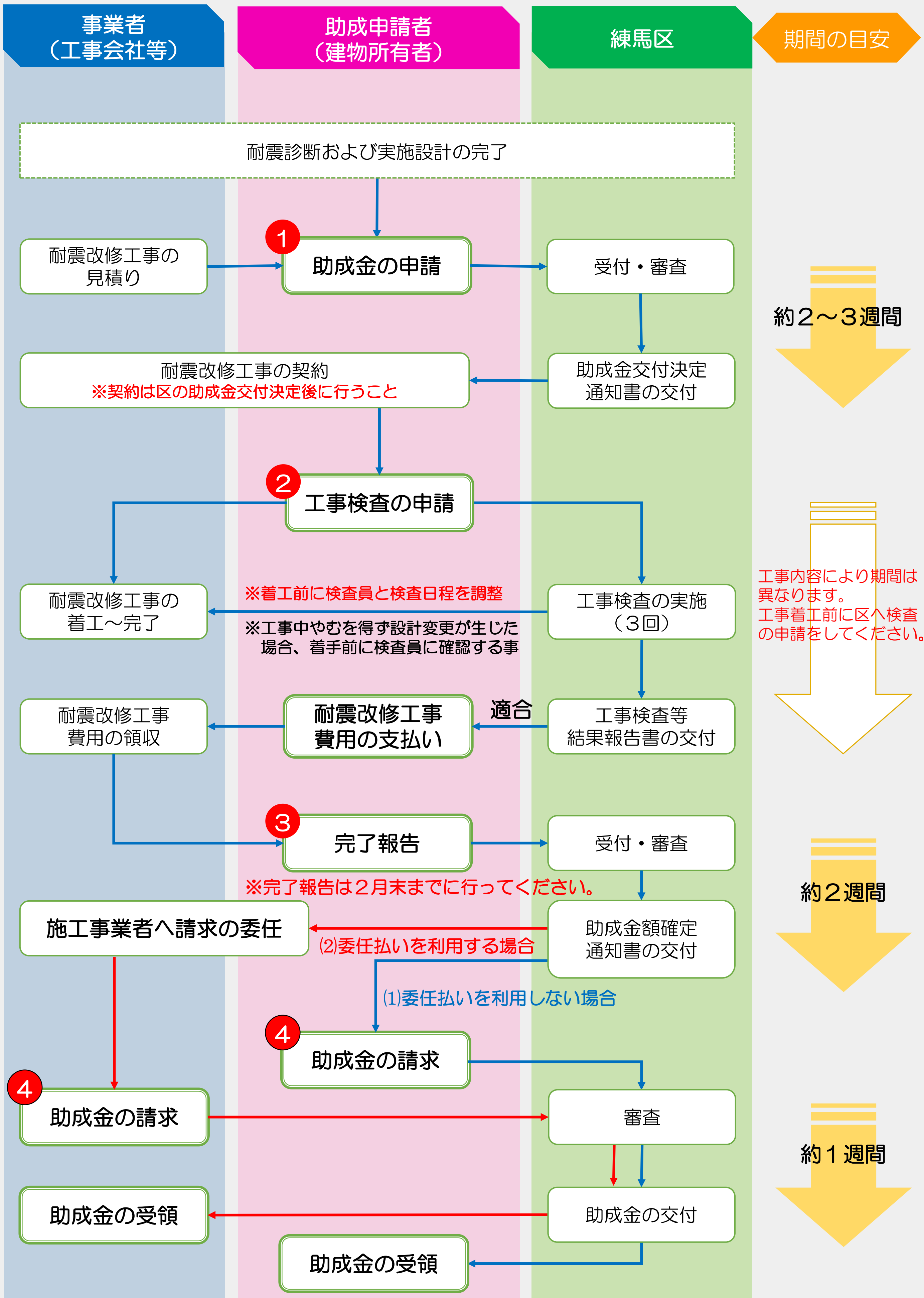


【住宅】耐震改修工事助成の流れ



約2～3週間

工事内容により期間は異なります。工事着工前に区へ検査の申請をしてください。

約2週間

約1週間

※上記は一例であり、案件により手続に要する期間等は異なります。

【住宅】耐震改修工事助成の必要書類

② 工事検査の申請で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業工事検査等申請書（第13号様式）

③ 完了報告で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業実績報告書（第15号様式）
<input type="checkbox"/>	領収書等（耐震改修工事費用の支払いを証する書類）の原本および写し → 原本は返却します 【委任払いを利用する場合】 助成額を差し引いた残りの金額がわかる領収書や請求書等（耐震改修工事費用の経費を証する書類）の原本および写しの提出も可能
<input type="checkbox"/>	契約書や注文書・請書等（耐震改修工事契約を証する書類）の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業助成金交付決定通知書（第6号様式）の写し
<input type="checkbox"/>	耐震化促進事業工事検査等結果報告書（適合）の写し

④ 助成金の請求で必要な書類

チェック	提出する書類
<input type="checkbox"/>	請求書（口座振替依頼欄付）
<input type="checkbox"/>	【委任払いを利用する場合】※1 ・耐震化促進事業助成金受領委任届（第17号様式）

※1 委任払いとは

助成金の請求を事業者に委任することで、事業者が代理で助成金を受領する仕組みです。

この仕組みを利用することで、申請者は、工事費等と助成金の差額（自己負担分）のみを事業者に支払うことになり、事前の費用負担が軽減されます。

例) 工事費等300万円、助成金100万円の場合

